



感染者の動向

感染者数／1日*	378人 (減少)
累計死亡者数	59,015人
死亡者数／100万人	53,855人

(*3月22日～3月28日の平均) 出所：WHO



行動・活動制限

活動制限

あり ※緩和傾向

実施主体

フィリピン政府 (IATF-EID：新型感染症対策のための省庁横断タスクフォース)

具体的制限

- 「アラート・レベル・システム」(※)にて、マニラ首都圏やブラカン州、カピテ州、ラグーナ州は「アラート・レベル1」を運用。バタンガス州では、「アラート・レベル2」を運用。
- ※5段階で区分し、経済活動を制限。数字が大きい程、感染状態が深刻であることを示す。

日本人学校

日本人学校は11月26日より試験的に対面授業を開始した。



空港再開／直行便

空港

運行中

日本からの直行便 (3月運航予定)

JAL: マニラ→東京週10～14便(東京→マニラ週7～13便)

ANA: マニラ→東京週14便(東京→マニラ週7便)
フィリピン航空: マニラ⇄東京、名古屋、大阪、福岡を週4～7便程度

日本からの入国制限

日本からの入国

条件付き可

外務省渡航情報

レベル3：渡航は止めてください。
(渡航中止勧告：感染症)

制限措置概要

- フィリピン外務省は20年3月19日、国籍問わず外国人向けビザの新規発給とビザ免除措置の一時停止、発給済みビザ無効化を発表。
- 22年2月10日より、ワクチン接種完了者は条件付きで無査証にてフィリピン入国が可能。
- 駐日フィリピン公館では、入国とビザ取得に関する最新情報を[案内中](#)



経済活動再開の状況

経済活動制限

主要規制・制限

- 「アラート・レベル4」～「アラート・レベル1」の対象地域では、製造業は通常の人員体制の100%で操業可能。
- 「アラート・レベル・システム」下では、店内飲食や理髪、娯楽産業など感染リスクの高いサービスも、段階的に営業規模を拡大。また、同システム下では地方自治体 (LGU) が裁量的に局所的なロックダウンを行う場合もあり。
- アラート・レベル・システムにてワクチン接種完了者の活動について、優遇 (店内飲食やパーソナルケアサービス利用可等)。

製造業の操業状況

- 職場ではマスクを着用、会合や食事等で人が集まる状況を避け、雇用主は従業員の感染状況を定期的に検査することが強く奨励されている。
- ワクチン接種未完了者に対して、定期的な検査受診を自治体が義務付ける場合もあり。
- 職場外で感染した従業員の隔離措置等で、工場では出勤シフトを組みづらい状況。

現地経済および産業・企業の動き

- 政府は、21年の経済成長率を5.6%と発表。また、21年第4四半期 (10～12月) の成長率を7.7%と発表した。21年の成長率は政府が予想していた5～5.5%を上回った。政府は22年の成長率について、7～9%を見込む。
- 21年12月の失業率は6.6%で、21年11月の6.5%より増加。
- 22年1月の輸出額は、前年同月比8.9%増。輸入額は、前年同月比27.5%増。
- ASEAN自動車連盟は21年の自動車の販売台数は前年比20.0%増、生産台数は24.6%増と発表。
- ドゥテルテ大統領は21年3月26日、法人税など税制の抜本的見直しを行うCREATE法案に署名。同法は4月11日に発効。

JETRO
マニラ事務所
吉田 暁彦

2月10日より、ワクチン接種完了者は条件付きで無査証でのフィリピン入国が可能

- フィリピンへ渡航する者は、出発国を出発する前の48時間以内のPCR検査陰性結果、もしくは出発国を出発する前の24時間以内の抗原検査陰性結果の取得が必要。
- ワクチン接種完了者は、フィリピン到着日を初日として7日目までセルフモニタリングを行う。
- ワクチン接種未完了者は、フィリピン到着日から5日目に行われるPCR検査の陰性結果を受けるまで施設隔離。その後、到着日を初日として14日目まで自宅隔離。
- 2月10日より、ワクチン接種完了者は条件付きで無査証でのフィリピン入国が可能。



現地日系企業の活動状況

進出日系企業の事業動向

【出所】2021年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査(21年8月～9月)等

進出日系企業の事業状況

- 21年の営業利益見込みについて、黒字が20年調査時の42.9%から65.5%に増加し、赤字が同34.9%から16.7%に減少した。営業利益見込みが前年より改善すると回答した企業の割合は44.6%、横ばいが34.9%、悪化が20.5%となり、日系進出企業のビジネス状況は全体としてみると、20年調査時より改善しつつあるということが分かった。
- 事業展開計画について、今後1～2年に事業を拡大する企業は20年調査時の34.1%から33.3%とほぼ同水準となった。現状維持する企業が同56.8%から59.8%、縮小は同8.6%から5.8%となった。
- 21年の景況感を示すDI値（注）について、フィリピンはASEANの平均14.0ポイントを上回る24.1ポイントであった。また、22年のDI値は37.4ポイントであり、更なる景況感の上昇が見込まれる。
※DI値とは、Diffusion Indexの略で、「改善」と回答した企業の割合から「悪化」と回答した企業の割合を差し引いた数値。景況感がどのように変化していくかを数値で示す指標。

デジタル技術の活用状況

- デジタル技術（注）の活用状況について、フィリピンは「既に活用している」の割合が52.9%であり、ASEANの平均40.3%および北東アジアの平均39.9%を大きく超え、高い水準となった。
※既存のビジネスのあり方を変えるような、新しいデジタル技術（EC、AI、RPAなど）や同技術を利用したビジネス手法。

経営上の問題点など

- 経営上の問題点に関して、「従業員の賃金上昇」、「従業員の質」、「税務（法人税、移転価格課税等）の負担」、「通関に時間を要する」、「新規顧客の開拓が進まない」を挙げる回答が多かった。
- 製造業企業においては、「調達コストの上昇」と「原材料・部品の現地調達の難しさ」を挙げるか回答が比較的に多かった。なお、製造業のみを回答対象とした現地調達率について、フィリピンはASEAN主要国・中国・インド・韓国と比較して、その水準が低い（フィリピンの現地調達率は30.7%）。
- 人権リスクとしては、「米国顧客からの取引停止」といった回答があった。



現地政府の企業支援策（進出日系企業を対象に含むもの）

経済支援策

支援概要

工業団地賃料、公共料金の支払猶予

フィリピン経済特区庁（PEZA）直轄の経済特区の2020年4月と5月の賃料や電気、水道などの公共料金の支払猶予期間を設定。

労働者向け補助制度

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて柔軟な勤務形態による働き方（フレキシブルワークアレンジメント）を導入したかまたは一時操業停止となった私企業に勤務する労働者に対して一人あたり5,000ペソ支給。

一時解雇期間の延長

最長半年までの一時解雇期間を1年に延長。

住居賃料および中小企業の商業用の賃料支払猶予

住居賃料および中小企業の商業用の賃料について、隔離措置を撤廃した日または政府が業務再開を認めた日のいずれか早い方から30日間、利息、罰金、その他料金なしで支払猶予期間を設定。

中小零細企業向け低金利融資制度

金利0.5%、支払猶予期間は新型コロナに起因する経済危機の終息時点までとし、資本金300万ペソ以下の零細企業は1万～20万ペソ、資本金1,000万ペソ以下の中小企業は50万ペソまで貸し付ける。

コロナ関連費用の課税所得控除

PEZAの登録企業は従業員への臨時宿泊施設手配やシャトルバスの提供などの新型コロナ対策費用を課税所得より控除可能。

出所：PEZA、労働雇用省、貿易産業省、運輸省、中小企業金融公社

貿易産業省 投資委員会（BOI）企業支援サイト <https://boi.gov.ph/covid-19-resources/>

ジェトロからのお知らせ

関連サービス

- フィリピンにおける新型コロナウイルス対応状況（ジェトロウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/asia/#page_ph
- ジェトロメンバーズの方に向けて、毎日、海外の政治・経済の速報記事を配信中。

お問い合わせ

（国内）

新型コロナウイルス相談窓口
TEL :03-3582-5651（平日9時～12時/13時～17時
（土日、祝祭日を除く））

（海外）

在フィリピン日系企業相談窓口
ジェトロ・マニラ事務所
MLA@jetro.go.jp